

健康増進法等に基づく 特定（多数）給食施設のおてびき



給食施設の役割

平成15年5月に施行された健康増進法には、国民保健の向上を図ることを目的に、国民の健康の増進の総合的な推進に関する基本的な事項が定められています。給食施設における給食の提供は、単に食事を提供するだけでなく、健康増進法に基づき実施され、利用者の健康増進、生活の質の向上を図る必要があり、国民の健康増進に向けての基盤整備として、その役割が位置付けられています。

滋賀県
平成29年4月

1. 給食施設の定義と施設種別

- (1) 特定給食施設(健康増進法第20条および健康増進法施行規則第5条による施設)
特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設
- (2) 多数給食施設(滋賀県特定給食施設等指導実施要綱)
特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので1回20食以上または1日50食以上の食事を供給する施設(特定給食施設を除く)
- (3) 施設種別

施設種別	主な対象施設
学校*	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、学校給食センター等
病院*	病院、有床診療所
介護老人保健施設*	介護老人保健施設
老人福祉施設*	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等
社会福祉施設*	救護施設、更生施設、授産施設、婦人保護施設、障害者支援施設等
児童福祉施設*	乳児院、保育所、児童養護施設、障害時入所施設等
事業所	労働基準法に規定する事業所または事務所
寄宿舎	学生または労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	一般給食センター
その他	有料老人ホーム等*



食数は、*の施設については定員(学校、幼稚園では児童生徒数、病院では病床数)とする

2. 給食施設における栄養管理

特定給食施設の設置者は厚生労働省で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければなりません(健康増進法第21条第3項)また、多数給食施設の設置者は、滋賀県特定給食施設等指導実施要綱に基づき、健康増進法で規定されている栄養管理基準に準じて栄養管理を実施する必要があります。

【栄養管理の基準】(健康増進法施行規則第9条)

- ① 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(以下「身体状況等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- ② 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- ③ 献立表の掲示並びに熱量およびたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- ④ 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- ⑤ 衛生の管理については、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百二十三号)その他関係法令の定めるところによること。

※施設の種別によって、他の法律等でも栄養管理に関する規定があります。

それぞれの関係法令等を確認してください。

3. 栄養指導員による指導助言および立入検査

特定給食施設および多数給食施設に対し、栄養指導員が栄養管理の実施について必要な指導および助言、立入検査を行います。(健康増進法第18条第1項第2号、同法第22条、同法第24条および滋賀県特定給食施設等指導実施要綱)

栄養指導員とは、都道府県知事が、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員として任命する者です。(健康増進法第19条)

4. 勧告及び命令、罰則

【勧告及び命令】

法第23条第1項及び第2項

- ・法第21条第1項に規定する管理栄養士の配置および法第21条第3項に規定する適切な栄養管理の実施に関する勧告
- ・法第23条第2項の規定する命令

【罰則】

法第37条の1

- ・法第23条第2項の規定に基づく命令違反（50万円以下の罰金）

法第38条の1

- ・法第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたもの(30万円以下の罰金)



5. 給食施設の届け出および栄養管理状況の報告

(1) 給食施設の届け出

特定給食施設または多数給食施設の設置者は、その事業の開始の日から一月以内に、施設所在地を管轄する保健所を通じて都道府県知事に届け出を行う必要があります。また、届け出内容に変更が生じた場合、給食を休止(再開の時期が定まっている場合)または廃止する場合についても同様に、その事象が生じた日から一月以内にその旨を届け出る必要があります。

【届出用紙は、滋賀県ホームページからダウンロードすることができます。】

* 特定給食施設

🔍 滋賀県健康増進法施行細則

[ホーム](#) > [県民の方](#) > [健康・医療・福祉](#) > [健康](#) > [法律・条例・規則](#) > [健康増進法について\(給食施設関係者の皆様へ\)](#) > 滋賀県健康増進法施行細則(滋賀県規則第63号)

(特定給食施設の届出)

* 多数給食施設

🔍 滋賀県特定給食施設等指導実施要綱

[ホーム](#) > [県民の方](#) > [健康・医療・福祉](#) > [健康](#) > [法律・条例・規則](#) > [健康増進法について\(給食施設関係者の皆様へ\)](#) > 滋賀県特定給食施設等指導実施要綱 3.指導対象施設の把握(1)

(2) 栄養管理状況の報告(給食施設調査)

給食施設における給食運営および栄養管理等の状況を把握するため、滋賀県特定給食施設等指導実施要綱の規定により、給食施設の設置者に対して、毎年6月1日現在の状況報告(調査日が通常実施状況と異なる場合は、その翌日)を求めています。

※健康増進法および滋賀県特定給食施設等指導実施要綱に基づく届け出以外にも、食品衛生法や施設の種類に係る法律等による届け出が必要な場合があります。それぞれの所管部署や関係機関へお問い合わせください。

6. 管理栄養士・栄養士の配置について

(1) 管理栄養士・栄養士の配置の意義

給食施設で提供される食事は、利用者の身体状況等に応じた食事内容とし、利用者の健康の維持・増進、疾病の発症予防や重症化予防に役立ち、生活の質の向上に資するものであることが重要です。そのためには、栄養管理、給食管理の専門職である管理栄養士・栄養士が利用者に応じた食事計画、調理および栄養の評価、給食内容の改善を様々な職種との連携のもとに実施していくことが必要です。

(2) 管理栄養士・栄養士の配置について

特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に管理栄養士または栄養士を配置するよう努めなければなりません（健康増進法第21条第2項）

また、特定給食施設のうち、1回300食以上または1日750食以上の食事を供給する施設の設置者は、当該給食施設に配置する栄養士のうち、少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければなりません（健康増進法施行規則第8条）

その他に、特定給食施設で特別な栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定め、都道府県知事が指定する施設の設置者は、当該給食施設に管理栄養士を配置しなければなりません（健康増進法第21条第1項および健康増進法施行規則第7条）

※施設の種別によって、他の法律等でも管理栄養士、栄養士の配置に関する規定があります。
それぞれの関係法令等を確認してください。



問い合わせ先

※所在地を管轄する保健所にお問い合わせください。

保健所名	所在地	電話番号
草津保健所	〒525-8525 草津市草津3丁目14-75	077-562-3614
甲賀保健所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6144
東近江保健所	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22	0748-22-1309
彦根保健所	〒522-0039 彦根市和田町41	0749-21-0281
長浜保健所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6663
高島保健所	〒520-1621 高島市今津町今津448-45	0740-22-2526